

1 業務名

手稲北小学校ほか3校バリアフリー改修基本検討業務

2 調査場所

	学校名	住所
1	手稲北小学校	手稲区手稲山口 653
2	手稲東中学校	西区西野 2 条 5 丁目 3-1
3	北栄中学校	東区北 33 条東 2 丁目 1-1
4	元町中学校	東区北 28 条東 20 丁目 1

3 調査学校棟別概要及び数量

別紙のとおり

4 業務期間

契約締結の日から令和7年2月17日（月）まで

5 業務概要

本業務は上記2の学校で予定しているバリアフリー改修工事において、エレベーター設置に係る実施設計を円滑に遂行するにあたり必要となる基礎資料を作成することを目的として、既存建物の現況調査や建築基準法への適合状況の整理、エレベーター設置位置や改修方法の検討・提案を行うものとする。

6 受託者の資格要件

建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を保有する者を当該業務に配置する。

7 業務内容及び手順

受託者は委託契約書に基づくほか、以下により業務を遂行する。

(1) 既存建物の現況調査及び法適合状況の確認

エレベーター設置位置及び改修方法の検討を行うにあたり、既存建物の現況及び建築基準法への適合状況を整理する必要があることから、下記の手順で業務を行うこと。

ア 各学校で現地調査を実施し、過去に行われた直近の工事のしゅん功図と現地の照合を行う。

イ 上記の照合結果をもとに最新の建物及び部屋の配置状況を反映した配置図・平

面図を作成する。

ウ 過去の確認申請・許認可等の記録を調査し、検査済証の有無及び建築基準法への適合状況を整理したリストを作成する。

エ 作成した図面・リスト等の資料を発注者に提出し報告する。

(2) エレベーター設置位置の検討及び提案

エレベーター設置にかかる実施設計（別途発注予定）を遂行するにあたり、エレベーター設置位置及び設置に伴い必要となる改修内容が事前に整理されている必要があることから、下記の手順で業務を行うこと。

ア 上記(1)の内容をもとに、エレベーター※設置箇所の候補を挙げ、発注者に報告する。

※エレベーターの設計基準は「建築物移動等円滑化基準」を満たし、且つ、定員 13 人乗りの仕様で検討する。

イ 候補として挙げた箇所で構造上、エレベーターを設置可能か検討し、検討結果をまとめた資料を作成する。

ウ 候補として挙げた箇所でエレベーターを設置するにあたり必要となる改修※及び許認可等の手続きの有無について検討・確認し、結果をまとめた資料を作成する。なお、検討・確認にあたっては、必要に応じて発注者及び学校、許認可等の関係機関と協議を行うこと。

※想定される改修例：エレベーター棟接続部の改修（外部増築の場合）、屋上押さえコンクリート撤去及び防水改修（既存遡及が発生する場合）、エレベーター設置箇所の代替室整備に係る改修（内部設置の場合）など

エ 上記の検討結果をもとに発注者及び学校と協議を行い、施設利用者の利便性や工事の施工性を考慮して最も適切な位置及び改修方法を記載した提案書を作成する。

8 着手後提供する図書及び資料

提供する資料等については以下のとおり。なお、必要に応じ、以下資料以外も適宜提供する。

- (1) 地質調査資料
- (2) 設計図書（竣工図、構造計算書（一部））
- (3) 学校建築年次履歴

9 成果品等の提出

受託者は業務完了後、遅滞なく以下成果品等を提出しなければならない。なお、成果品は学校毎に分けて提出すること。

(1) 報告書内訳

ア 既存建物の現況・法適合状況整理資料

- ・現況図（配置図、各階平面図）
- ・検査済証の履歴
- ・建築基準法への適合状況整理リスト

イ エレベーター設置位置・改修方法検討資料

- ・提案書（最も適切なエレベーター設置位置及び改修方法について、選定理由と経緯を記載したもの）
- ・エレベーター設置位置図（配置図、各階平面図）
- ・既存建物の構造検討資料
- ・エレベーター設置に伴い発生する改修内容まとめ資料

ウ 写真類（現地調査写真等）

エ その他必要な資料等（協議簿等）

(2) 報告書提出部数

ア ファイル綴じ 1 部

イ 電子データ（CD-R 又は DVD-R） 1 部

ウ 完了届 1 部

10 一般事項

- (1) 本業務にあたっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び関連法令等に準拠すること。
- (2) 受託者は、業務の詳細及び当該調査の範囲等について、業務主任と連絡・調整をとり、現地調査にあたっては、事前に学校の承諾を得ること。
- (3) 受託者は、業務内容書に明示のない場合又は疑義を生じた場合は、速やかに業務主任と協議し対応すること。
- (4) 現地調査に際しては必要となる適切な養生を行い、その終了にあたっては現状に復元し、跡片付け・清掃を行うこと。
- (5) 現地調査にあたっては、調査関係者であることが分かるよう、身分を証明するものを携行あるいは着用すること。
- (6) 建築基準法の改正等がある場合には、その対応については業務主任の指示に従うこと。

- (7) 成果品の提出以外であっても、業務主任の指示により報告を求められた場合には、速やかに対応すること。
- (8) 受託者は、業務上知り得た情報を守秘し、成果品の内容についても、公表してはならない。但し、予め委託者の許可を得た場合は、この限りではない。

1 1 連絡先

札幌市教育委員会 生涯学習部 学校施設課 施設整備係

担当：黒川 寛人

電話：011-211-3832 FAX：011-211-3837

E-mail：seibihozen@city.sapporo.jp